

小型機船底びき網漁業

番号	制限措置(規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数(旧漁船法馬力数)	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
2-1-2	手繰第2種こぎ網漁業	11隻	5トン未満	48キロワット(15)以下	<p>国東市国東町黒津ノ鼻と山口県熊毛郡上関町八島南端とを結んだ線と大分市関崎と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、次の(1)及び(2)の海域を除いた大分県海域</p> <p>(1) 国東市国東町黒津ノ鼻と山口県熊毛郡上関町八島南端とを結んだ線と国東市安岐町旧安岐崎灯台から90度(磁針方位)の線との間における国東市の最大高潮時海岸線から6,000メートルの距離の線以内の海域</p> <p>(2) 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びトの各点を順次に結んだ線とトからチに至る間における杵築市及び速見郡日出町の最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線並びにチ、リ、ヌ、ル及びヲの各点を順次に結んだ線以内の海域</p> <p>イ 国東市安岐町旧安岐崎灯台</p> <p>ロ 旧安岐崎灯台から90度(磁針方位)の線上6,000メートルの点</p> <p>ハ 杵築市美濃崎と大分市関崎とを結んだ線上美濃崎から3,000メートルの点</p> <p>ニ 美濃崎と大分市青崎鼻とを結んだ線上美濃崎から1,000メートルの点</p> <p>ホ 杵築市守江灯台と大分市青崎鼻とを結んだ線上守江灯台から1,000メートルの点</p> <p>ヘ 杵築市権現鼻と美濃崎とを結んだ線上権現鼻から1,000メートルの点</p> <p>ト 杵築市加貫鼻と大分市関崎とを結んだ線上加貫鼻から2,000メートルの点</p> <p>チ 日出町大神大崎鼻と大分市大分川河口右岸とを結んだ線上大崎鼻から2,000メートルの点</p> <p>リ 日出町大神大崎鼻と大分市大分川河口右岸とを結んだ線と大分市高崎山頂上と北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点とを結んだ線との交点</p> <p>ヌ 北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮</p>	1月1日から 12月31日まで	国東市、東国東郡姫島村、杵築市(山香町及び大田を除く。)、速見郡日出町、別府市又は大分市(旧大分郡津原町の区域並びに大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋を除く。)に住所を有する者	令和6年6月20日から 同年7月20日まで

番号	制限措置 (規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数 (旧漁船法馬力数)	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
					標) の点 ル 愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬 ヲ 大分市関崎			

備考

- 「旧漁船法馬力数」は、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項及び第2項の規定により推進機関の馬力数がなお従前の例によることとされる船舶の推進機関に適用する。
- この告示に係る許可の有効期間は、許可の通知日から令和8年5月10日までとする。
- この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。